

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで同人に対してした同法による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社Cに雇用され、マンションの管理員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、担当するマンション「D」に自転車を 사용하여出勤する途上、前方から対向してきた男子学生の自転車と衝突しそうになったため、急いで自転車を降りた瞬間に激痛を感じ、歩こうと思っても、左足が思うように動かなかつたとして、左膝を負傷したとしている。

請求人は、同日、E病院に受診し「左膝関節内挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、E病院での療養を継続しつつ、F病院及びG病院においても治療を受けた。療養の結果、請求人は、E病院の診断により平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）と認定された。

請求人は、本件傷病の治ゆの認定に納得がいけないとして、監督署長に対して、平成〇年〇月〇日受診の治療費に係る療養給付を請求したが、監督署長は、治ゆ後の療養であり、また、再発とも認められないとして、これを支給しない旨の処分をしたため、請求人は審査官への審査請求を経た上で当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けで棄却する旨の裁決（以下「前件裁決」

という。)をした。

今般、請求人は、本件傷病の治ゆの認定に納得がいかないとして、監督署長に対して平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養給付（通院費等）及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業給付の請求をしたところ、監督署長は、いずれも治ゆ後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）にそれぞれ審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治ゆしているとして、その後の療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は本件傷病の治ゆ認定が納得できない理由として日常生活の歩行等につき不自由があり痛みが広がっている等の主張を繰り返している。

しかしながら、当審査会は、前件裁決において、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆし、その後の再発も認められないと判断しているところである。

本件再審査請求に当たり、請求人から提出された意見書を精査するに、前件裁決において当審査会が既に判断を示している主張と同旨であり、これを超えるも

のとは認められない。また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までにおいて、本件傷病の治ゆ日である平成〇年〇月〇日以降、請求人に本件傷病の再発と認める傷病の状態はない、と述べており、当審査会としては、本件傷病の治ゆ認定について判断を変更する理由はないものと判断する。

- 3 以上のおり、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしていることから、治ゆ後の療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であってこれを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。